

2019 年国民生活基礎調査の概要（案）

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

介護票については、前記の5, 530地区から層化無作為抽出した2, 500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5、530地区に設定された単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

3 調査の時期

世帯票、健康票、介護票 …………… 2019年6月 6日(木)

所得票、貯蓄票 …………… 2019年7月11日 (木)

(注：所得については、2018（平成30）年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。貯蓄・借入金については、2019年6月末日現在の貯蓄額・借入金残高を調査する。)

4 調査事項

世帯票 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、仕送りの状況、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、乳幼児の保育状況、日常生活の自立の状況、同別居の状況、教育、仕事の有無、就業時間、仕事の内容（職業分類）、勤めか自営かの別、就業希望の有無等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、日常生活への影響、普段の活動ができなかった日数、健康状態、悩みやストレスの状況、平均睡眠時間、こころの状態、飲酒の状況、喫煙の状況、健診受診状況等

介護票 調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要になった原因、平均介護時間、その他の介護者の状況、5月中に利用した介護サービスの状況、介護サービスの自己負担額、介護サービスを受けていない理由、介護保険料所得段階、介護費用の負担力等

所得票 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、企業年金・個人年金等の掛金額、生活意識の状況等

貯蓄票 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高

5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成27年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。

ただし、貯蓄票については密封方式とし、健康票及び所得票についてはやむを得ない場合のみ密封方式とする。

6 調査の系統

(1) 世帯票、健康票、介護票

厚生労働省 ―― 都道府県 ―――― 保健所 ―― 指導員 ―― 調査員 ―― 世帯
 ↳ 保健所設置市 ↳
 特 別 区

（2）所得票、貯蓄票

厚生労働省 ―― 都道府県 ―――― 福祉事務所 ―― 指導員 ―― 調査員 ―― 世帯
 「市・特別区及び福祉」
 事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

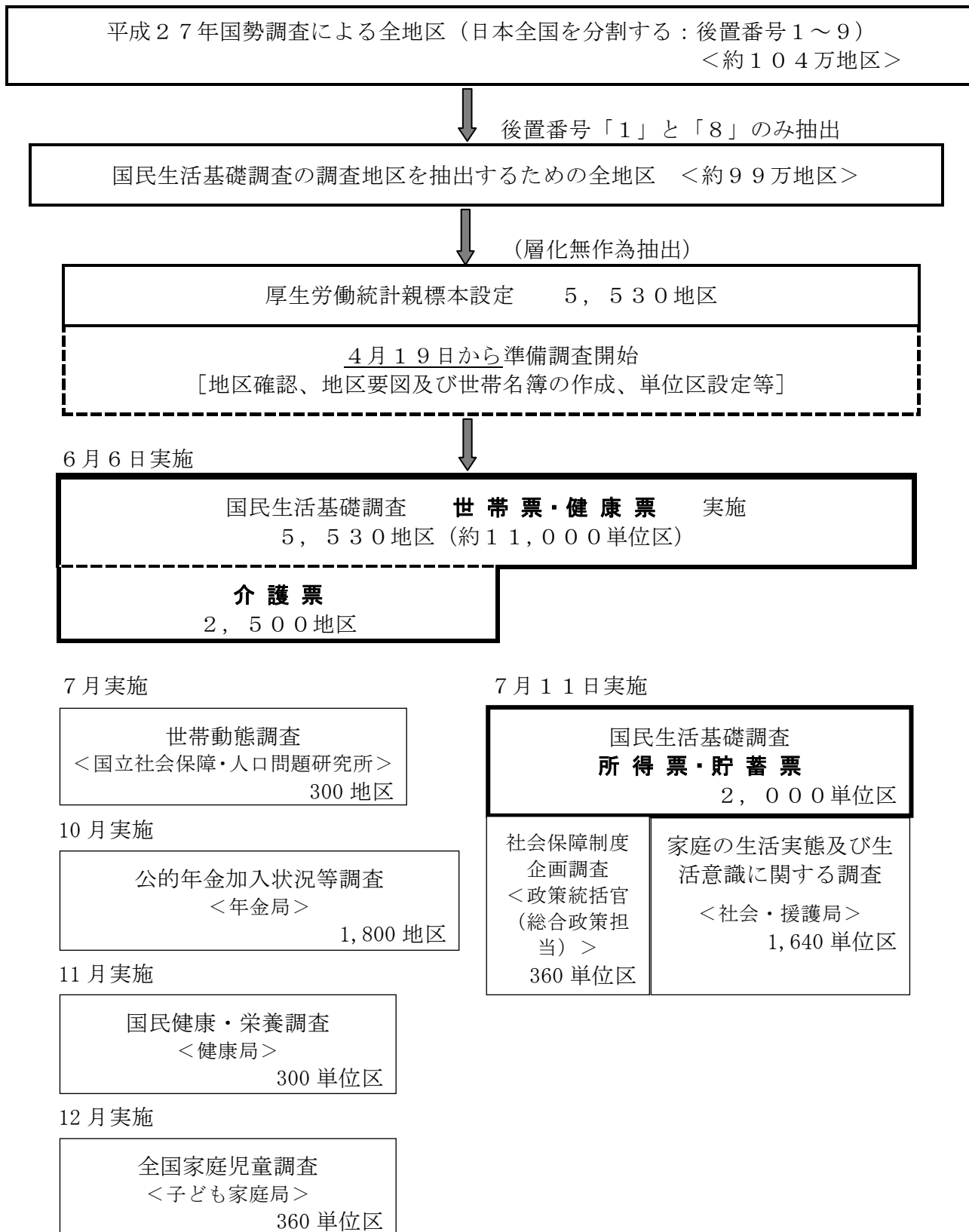
集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は「2019年国民生活基礎調査の概況」及び「2019年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

調査の体系

2019 年の 6 月と 7 月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり。



注) 1 後置番号「1」：一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）

2 後置番号「8」：おおむね、50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域。